

---

# 総合特別区域 評価の手引き

内閣府地方創生推進事務局

---

○ 本手引きについて

本手引きは、総合特別区域の評価について、評価の枠組みや評価書の記載方法について解説するものです。今後、制度を運用していく中で、総合特別区域基本方針の改定等と併せて改定を行うことがあります。

なお、本手引きで不明な点については、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局

総合特区評価担当

E-mail : [sogotoc@cao.go.jp](mailto:sogotoc@cao.go.jp)

電 話 : 03-5510-2467

平成 25 年 4 月  
平成 26 年 1 月改定  
平成 27 年 3 月改定  
平成 28 年 4 月改定  
平成 29 年 4 月改定  
平成 30 年 4 月改定

---

— 目 次 —

I. 総合特別区域評価の枠組み	1
II. 総合特別区域評価書の作成及び評価について	5
III. 総合特別区域評価書の作成要領	7
総合特別区域評価書	7
別紙1 目標に向けた取組の進捗に関する評価	15
別紙1-2 目標達成に向けた実施スケジュール	18
別紙2 規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価	19
別紙3 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価	21
別紙4 地域独自の取組状況及び自己評価	23
別添 (参考) 認定計画書に記載した数値目標に対する実績	24
【資料編】	
総合特別区域基本方針 (抜粋)	26

---

## I. 総合特別区域評価の枠組み



### ① 評価の根拠、対象及び時期

総合特別区域の評価は、総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定。以下「基本方針」という。）第二の5 - ② - ア)に基づき、最初の総合特別区域計画が認定されてから1年を経過した総合特別区域を対象として、一定期間ごと（原則として1年ごと）に実施します。

## ②評価の項目及び方法

評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に基づく事業を実施する者（以下「総合特区実施主体」という。）が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を総合特別区域評価書（以下「評価書」という。）として取りまとめることを基本とし、以下の項目についての総合的な評価を行います。

また、評価書の取りまとめに際しては地域協議会を活用してください。

- ア) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、指定地方公共団体の権限の範囲内における規制緩和及び独自のルールの設定、指定地方公共団体及び地域協議会等における体制の強化並びに民間独自の責任ある関与を示す取組等、地域における責任ある取組
- イ) 規制の特例措置、構造改革特区の規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置の活用状況
- ウ) 指定地方公共団体が策定した数値目標の達成状況
- エ) その他総合特区の評価に資する事項

## ③評価の流れ

### <地方公共団体による評価書の作成>

指定地方公共団体は、毎年度末における総合特区の進捗状況について、翌年度当初（4月～6月頃）に評価書として取りまとめ、内閣府地方創生推進事務局が別途指定する期日までに（6月中旬を目途）、その指定する方法で提出してください。

### <所管府省による規制の特例措置等の評価>

国と地方の協議会を通じて実現した規制の特例措置等に関する評価については、当該規制の特例措置等を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書を踏まえ、当該規制の特例措置等を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）が行うことを基本とします。ただし、複数の府省にまたがる規制の特例措置等の評価については、各府省が行うものについて内閣府が協力します。規制所管府省は、当該評価書等に記載された規制の特例措置に係る効果について評価を行うこととします。規制所管府省による評価は、地方公共団体が取りまとめた評価書内の所定の欄に記載を行うこととします。

### <国と地方の協議等>

地方公共団体及び規制所管府省が作成した評価書は、国と地方の協議会における審議により、記載内容の確認及び調整を行います。

### <専門家評価>

総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が、国と地方の協議会を経て取りまとめられた評価書について、「総合特別区域の事後評価基準」に基づき、専門的な知見に基づく評価を行います。

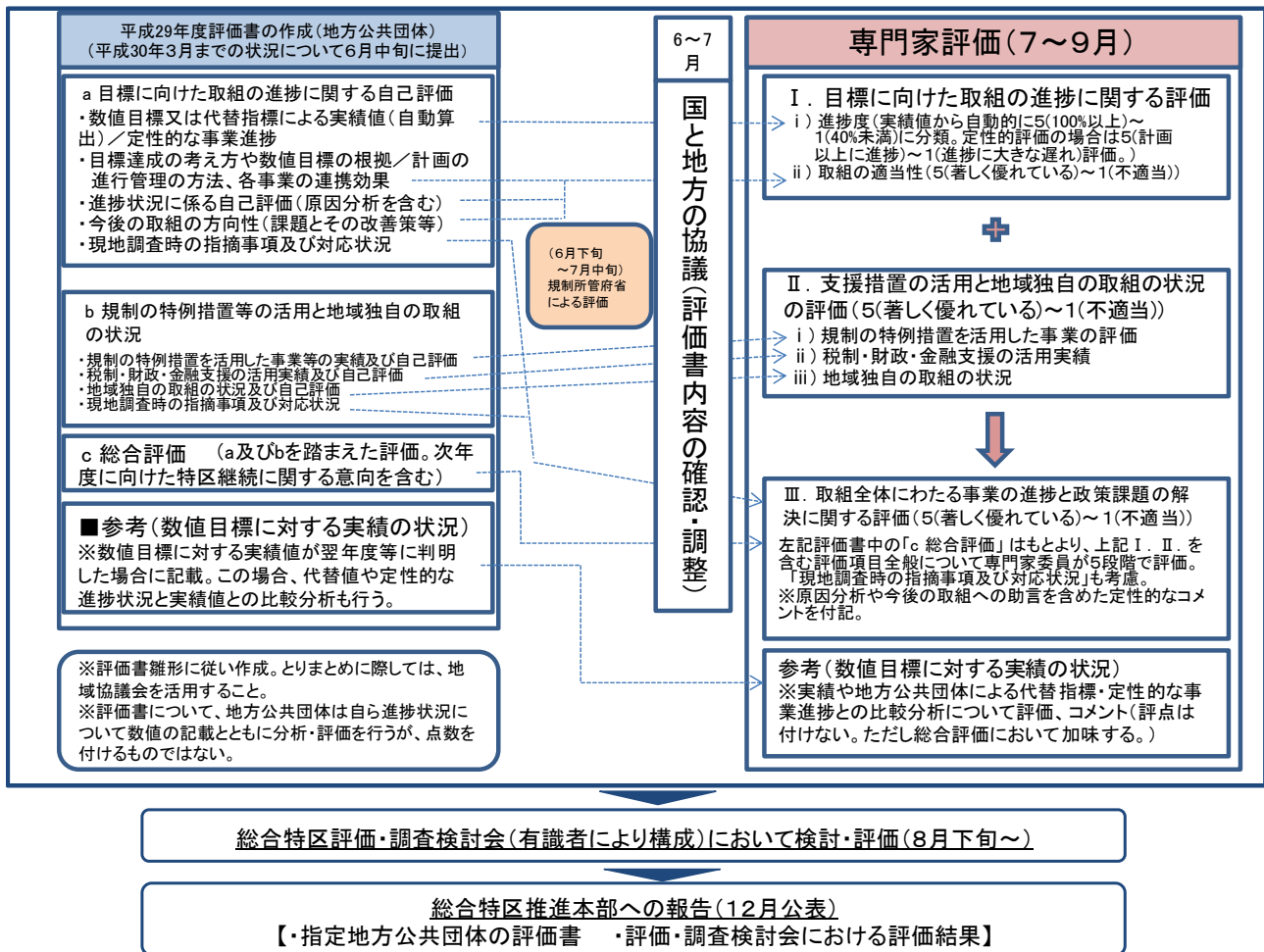
＜評価に関する調整＞

専門家評価案は、総合特別区域評価・調査検討会（以下「評価・調査検討会」という。）に報告されます。評価・調査検討会は、分野横断的な立場から必要な意見を述べます。

その過程で、評価結果案（所見及び点数等）は、事務局から各指定地方公共団体及び規制所管府省に送付され、事実関係及び文言の確認が行われます。その際、指定地方公共団体は、評価結果案について、不明点に関する質問、補足説明等を行うことができます。指定地方公共団体から不明点に関する質問又は補足資料の提出があった場合、該当箇所に関する専門家委員は、評価結果案への反映の必要性を検討します。

評価結果案の修正が行われた場合、評価・調査検討会は、その結果を確認し、必要な意見を述べます。

総合特別区域事後評価の流れ



④評価結果の公表

内閣府は、評価書及び専門家評価の結果に基づき、評価・調査検討会において、検討・評価を行った評価結果について、総合特別区域推進本部に報告した後、速やかに公表します。

### ⑤評価結果の反映

評価結果については、各総合特区における実施事業や総合特区計画に適切に反映してください。内閣府は、評価結果のうち評価指標及び数値目標の見直しにつながる可能性のある所見等に対する総合特区実施主体の対応を文書等で確認し、専門家委員に報告します。

評価の結果、認定基準（総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条第 10 項、第 35 条第 10 項及び基本方針第四の 1）及び指定基準（法第 8 条第 1 項各号、第 31 条第 1 項各号及び基本方針第三の 2）に適合しなくなったと認める場合は、総合特区計画の認定の取り消し（法第 17 条、第 40 条）、総合特別区域の指定解除又は区域の変更（法第 8 条第 10 項、第 31 条第 10 項）等を行う場合があります。

## Ⅱ．総合特別区域評価書の作成及び評価について

### ①評価書の作成及び評価

評価書は、本手引きの様式により、以下の項目について作成してください。

- 1 国際戦略／地域活性化総合特別区域の名称
- 2 総合特区計画の状況
- 3 目標に向けた取組の進捗に関する評価
- 4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価
- 5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価
- 6 地域独自の取組の状況及び自己評価
- 7 総合評価

### ②評価指標及び数値目標の評価

#### <評価書における評価指標及び数値目標の評価>

評価書における評価指標及び数値目標（以下「評価指標等」という。）は、内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画（以下「認定計画書」という。）に記載した評価指標等を用いることとします。

#### <評価指標等の妥当性>

特区の取組や成果を適切に表すため、評価指標等は、以下の点を考慮して設定されている必要があります。

##### ア 総合特区の目指す目標と評価指標等の整合性について

- 評価指標は、総合特区の目指す目標全体に対する施策を偏りなく把握できるように、複数の指標を選定すること。また複数の評価指標のレベル感（具体性の度合い等）を揃えること。
- 数値目標は、それが達成されれば総合特区の目標が達成されたとみなせるような水準に設定すること。
- 数値目標の達成時期は、原則としてすべて計画の最終年度とすること。
- 年度ごとの数値目標は、毎年度進捗を確認する趣旨を踏まえ、単年度で過大な飛躍が生じないように設定すること。
- 総合特区の目指す目標の達成には長期的な取組が必要であることを踏まえ、評価指標等には、事業継続のための実施体制や人材育成等、施策又はその成果の持続性を示すものを設定するように努めること（例．事業に参加する組織の数、育成した人材の数、必要な技能を有する人員の数や割合）。

##### イ 数値目標と施策の関連性について

- 数値目標には、アウトプット（施策自体の進捗）及びアウトカム（その施策による効果。施策の中長期的な波及効果であるインパクトを含めてもよい。）に対応するものをそれぞれ設定するように努めること。
- アウトプットについては、可能な限り、特区独自の施策に関するものを設定すること。



- アウトカムについては、アウトプットから得られた効果を他の社会経済動向による影響と区別できるようにすること。アウトプットとの因果関係が示せないものは適切ではない。

ウ 数値目標の難易度について

- 過去の実績を踏まえ、数値目標が低すぎることが明らかになったものについては計画期間中であっても見直すこと。
- 難易度の高い取組を行う場合は、取組の結果だけでなく、プロセスにも着目するなど複数の評価指標を設定し、施策の成果を多角的に示すように努めること。また、想定されるリスクの説明等により難易度の高さを示すこと。

上記の考慮事項は、評価指標等の見直しに活用してください。評価指標等の見直しが困難な場合は、特区が作成する評価書において、上記の趣旨に沿って、参考となるようなサブ指標を設定するように努めてください。

**<代替指標の設定及び定性的評価>**

事務局が指定する評価書の提出期日（6月中旬を目途）までに評価指標等に係る実績値の取りまとめができない場合や各年度の目標設定自体が困難な場合等特段の事情がある場合は、そのことに合理的な理由があると認められる場合に限り、代替指標を設定し、その実績値による評価を行うことができます。

認定計画書に記載した評価指標等の各年度の目標設定、実績値把握及び代替指標の設定のいずれもが困難である場合は、そのことに合理的な理由があると認められる場合に限り、事業の進捗状況に係る指定地方公共団体の定性的な自己評価による評価を行うことができます。その場合は、定性的評価の記載内容に基づき、専門家委員が専門的知見により進捗状況を評価します。



**④前年度の評価結果**

〇〇分野 〇. 〇点

・〇〇

△△分野 〇. 〇点

・〇〇

注) 評価結果には、該当年度の総合評価の点数及びすべての評価所見を記載してください。複数分野にまたがる事業を実施する総合特区は、分野ごとに総合評価の点数と評価所見を記載してください。

**⑤本年度の評価に際して考慮すべき事項**

〇〇

注) 目標時期到来に伴う新計画の認定、特区内における大規模災害の発生、数値目標の変更等、評価対象年度の評価に際して考慮すべき事項がある場合は、簡潔に記載してください。詳細な説明が必要な場合は、3以降（別紙を含む）の関連する項目に記載してください。該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

**3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）**

**①評価指標**

**評価指標**

(例1) 認定計画書に記載した評価指標による評価を行う場合

評価指標（1）：〇〇〇〇〇 [進捗度〇〇%] …（※1）

数値目標（1）-①：〇〇〇〇〇

[当該年度目標値〇〇、当該年度実績値〇〇%、進捗度〇〇%、寄与度〇〇%] …（※2）

数値目標（1）-②：〇〇〇〇〇

[当該年度目標値〇〇、当該年度実績値〇〇%、進捗度〇〇%、寄与度〇〇%]

現地調査時の指摘事項あり（数値目標（1）-②関係）…（※3）

(例2) (例1) の進捗度が当年度には把握できず、代替指標による評価を行う場合

評価指標（2）：〇〇〇〇〇 [進捗度〇〇%] …（※4）

数値目標（2）：〇〇〇〇〇《代替指標による評価》

代替指標（2）：〇〇〇〇〇

[当該年度目標値〇〇、当該年度実績値〇〇%、進捗度〇〇%]

(例3) (例1) 及び(例2) のいずれも把握できず、定性的な評価を行う場合

評価指標（3）：〇〇〇〇〇 …（※5）

数値目標（3）：〇〇〇〇〇 《定性的評価》

〇〇

〇〇

注) 別紙1に記載した自己評価の内容に準じ、端的に記載してください。

















※P15～P24の記載例はあくまで記載事項の理解を補助するためのものです。評価書の作成に当たっては、特区の進捗状況が明らかとなるよう具体的かつ詳細な記述を行ってください。

**別紙 1** ※数値目標が複数ある場合は数値目標ごとに別紙 1 を作成してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

○評価指標に係る数値目標及び寄与度

- ・計画策定時に定めた各年度の目標値を記入ください。
- ・代替指標による評価を行う場合は、本欄に直接、代替指標に係る目標値等を記載するとともに、代替指標であることを記載してください。
- ・定性的評価を行う場合は、計画策定時に定めた目標値を記載し、定性的評価であることを記載してください。

<記載例>

評価指標(1) ○○○の実 施 件数	数値目標/代替指 標/定性的評価(1) ○件→○件(累計)	目標値	当初(○○ 年度)	平成○○年度	平成○○年度	平
		実績値	50件	100件	150件	
	寄与度(※): 30%	進捗度 (%)		90%		

「数値目標」「代替指標」「定性的評価」の別を記載

数値目標の当初実績値を記載

各年度の目標値を記載

当該数値目標の寄与度を記載

評価対象年度の実績値を記載

評価対象年度の進捗度を記載

○代替指標の考え方又は定性的評価

- ・本欄には、代替指標による評価を行う場合又は定性的評価を行う場合のみ記載してください（認定計画書に記載した数値目標による評価を行う場合、記載の必要はありません）。
- ・代替指標による評価を行う場合は、本欄に、認定計画書に記載した数値目標を評価書の提出期日までに取りまとめることができない理由及び認定計画書に記載した数値目標に代えて当該代替指標により評価を行うことの合理的な理由や根拠を記載してください。
- ・定性的評価を行う場合は、本欄に、認定計画書に記載した数値目標を評価書の提出期日までに取りまとめることができない理由及び総合特区の進捗に係る定性的な評価を記載してください。

<記載例：代替指標を用いる場合>

代替指標の考え方又は定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	この評価指標は、○○省が実施する○○統計調査に基づくものであり、当該調査の公表が翌年度○月であることから評価時点では実績値を把握できない。そのため代替指標○○○○による評価を行うこととする。認定計画書に記載した数値目標は本特区の目標である○○の達成状況を測るための指標として、○○の当年度実績を把握するものであるところ、代替指標○○○○は○○に代えて○○を把握することで○○の達成状況を測ることが可能であり、本数値目標の代替指標として適切である。
---	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合>

代替指標の考え方又は定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合	この評価指標は、〇〇年の設備完成・稼働開始まで数値実績が進捗せず、他に事業の進捗を測る定量的な代替指標の設定もできないことから、この間は定性的な評価を行うこととする。当該年度においては、用地買収と設備設計がスケジュール通り進捗しており、〇年の設備稼働開始に向けて順調に進捗している。
---	---

○目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業

- ・当該評価指標を達成するために行う事業の進捗状況や事業間の関連性（連携）についても触れつつ具体的に記載してください。

<記載例>

目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	本特区の政策課題である〇〇の解決には〇〇の解消が不可欠であることから、〇〇を円滑化するための〇〇について、平成〇〇年度までに設置数を〇件とすることを数値目標とする。数値目標を達成するため、計画初年度からA事業を実施するとともに、〇〇年度までにA事業を安定させ、〇〇年度からは、A事業の成果を活用しつつB事業を実施する予定。
-----------------------------	---

○各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等

- ・前項目で記載した目標達成の考え方及び各事業間の関連性、目標達成に向けた実施スケジュール（別紙1-2）等を踏まえ、各年度の目標設定の考え方や数値の根拠を合理的に記載してください。定性的な評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等について記載してください。

<記載例：代替指標を用いる場合>

各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	当初〇年間はA事業のみの実施であることから、当事業の年間受入可能件数(〇〇件)より、各年度〇〇件の増加を目標とする。平成〇年度以降は、B事業を新たに実施する予定であるため各年度の目標を〇〇件とし、平成〇〇年度末に目標を達成することとする。
--	---

<記載例：定性的な評価を用いる場合>

各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	〇〇年度は有識者委員会を立ち上げるとともに調査事業を実施し、〇〇年度には業界団体や関係地方公共団体への説明会及び事業実施者の公募を行う。〇〇年度からは事業を開始し、〇〇の〇〇%達成という目標の達成を目指す。
--	---

○進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組の方向性

- ・数値目標等の直接効果及び間接的な効果も踏まえ、総合的な自己評価を行ってください。
- ・目標達成の進捗が遅れている場合は、その要因を分析し自己評価と併せて記載してください。
- ・進捗状況に関わらず、次年度以降の取組についての方向性を記載してください。

<記載例>

進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性	A事業、B事業については、順調に事業が進捗しているものの、B事業については〇〇が原因となり事業の着手が遅延していることから、全体として事業の進捗が遅れがみられる。今後、B事業について新たに〇〇の規制緩和を求めるほか、指定地方公共団体独自に〇〇を実施し、事業の円滑な実施に向けて取り組むこととする。
--	--

○外部要因等特記事項

- ・計画の進捗に大きな影響を及ぼす外部要因等がある場合、その内容について記載してください。

外部要因等特記事項	当初、平成〇年度に基本設計、〇年度に竣工予定であったが、平成〇年〇月の××大水害による復旧・復興を優先させるため、基本設計が〇年度以降、竣工が〇年度以降に延期。
-----------	--

○上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

- ・当該評価指標の達成等について、現地調査時に専門家委員から指摘事項があった場合、その内容と指摘事項に対する総合特区としての対応を記載してください。

<記載例>

[指摘事項] 目標達成のためには、〇〇及び〇〇も実施する必要があるのではないか。	[左記に対する取組状況] 〇〇については、平成〇〇年度から予算を措置し、〇〇事業を実施する予定。〇〇については〇〇についての協議が必要となることから引き続き検討を行う。
---	---

別紙 1-2

■ 目標達成に向けた実施スケジュール

- ・ 任意の様式で、総合特区の実実施スケジュールを作成してください。
- ・ スケジュールは月単位、事業単位で作成することとし、事業ごとの工程及び事業間又は工程間の関連性が明確となるよう記載してください。
- ・ 特に翌年度の工程については詳細に記載するよう努めてください。
- ・ 工程表の作成にあたっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行ってください。

< 記載例 >

目標達成に向けた実施スケジュール  
 特区名: ○○○○○○総合特区

	年 月	H24												H25												H26											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
全体	○の創設	準備												●創設																							
	○事業実施																																				
	○設置																																				
	○事業実施																																				
事業1	○																																				
	○の研究開発																																				
	研究開発																																				
	○の実用化試験																																				
	○の生産																																				
	設備工事	設計												発注												工事											
	試験生産																																				
	商用生産																																				
事業2	○																																				
	△△事業実施																																				

別紙 2

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

○規制の特例措置を活用した事業

- ・本文 4 ①に記載したすべての特定事業を記載して下さい。
- ・「関連する数値目標」には、当該事業に関連する数値目標について、別紙 1 に記載した数値目標の番号を記載してください。
- ・「規制所管府省による評価」には、規制所管府省の名称を記入ください。（ご提出後、記載された規制所管府省が評価を記入します。）

<記載例>

特定（国際戦略／地域活性化）事業の名称（事業の詳細は本文 4 ①を参照）	関連する数値目標	規制所管府省による評価
工場等新增設促進事業(経産A001)	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	規制所管府省名：〇〇省  <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 ＜特記事項＞

○国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業（本文 4 ②に記載した事業以外に進捗が認められるものを選択して記載。）

- ・本文 4 ②に記載した一般事業以外に、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業がある場合は、事業の進捗が認められるものを指定地方公共団体が選択して記載してください。

<記載例>

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考（活用状況等）
食品の有用性(機能性)表示制度の見直し	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	あり	(特筆すべき事項がある場合は記載) 平成 29 年度中に審査委員会による認定を経て、表示を付した商品が〇件実現した。表示を行わない場合に比べ件数が〇%増加した。これにより、数値目標(1)-①の商品化件数〇件が達成された。

○国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業（本文 4 ②に記載した事業以外に進捗が認められるものを選択して記載。）

- ・本文 4 ②に記載した一般事業以外に、国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業がある場合は、事業の進捗が認められるものを指定地方公共団体が選択して記載してください。

<記載例>

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考（活用状況等）
ビジネスジェットの使用手続簡略化	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	なし	(特筆すべき事項がある場合は記載)

○上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

- ・当該事業について、現地調査時に専門家委員から指摘事項があった場合、その内容と指摘事項に対する総合特区としての対応を記載してください。

<記載例>

<p>[指摘事項]</p> <p>〇〇を〇〇の場合にも適用可能とするに当たっては、〇〇に備えた〇〇の整備が必要ではないか。</p>	<p>[左記に対する取組状況]</p> <p>専門家委員の指摘を踏まえ、指定地方公共団体独自の取組として〇〇を設置した。住民発意により〇〇が発足するなど、官民共同で〇〇の整備に取り組んで参りたい。</p>
---	--

別紙3

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

○財政支援措置の状況

<記載例>

財政支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	備考
〇〇〇〇事業	数値目標(1)-① 数値目標(1)-②	財政支援要望	3,000(千円)	6,000(千円)	9,000(千円)	補助制度等所管府省名：××省 対応方針の整理番号：△△ 特区調整費の活用：有／無
		国予算	0(千円)	4,000(千円)	4,000(千円)	
		指定地方公共団体 予算(b)	0(千円)	4,000(千円)	4,000(千円)	
		総事業費(a+b)	0(千円)	8,000(千円)	8,000(千円)	

財政支援要望一覧の要望額。本評価書作成時点の最新の金額を記載。

対応方針の金額を記載。

民間予算も含めて記載。

財政支援要望一覧の総事業費と整合。

○税制支援措置の状況

<記載例>

税制支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	備考
〇〇〇〇事業 (国際戦略総合 特区設備等投 資促進税制) (事業番号〇)	数値目標(2)-②	件数	0	2	2	(特筆すべき事項がある場合は記載)

租税特別措置の適用件数を記載。

計画において複数事業が認定されている場合、事業番号を記載。

○金融支援措置の状況

- ・各年度の適用(融資実行)件数

<記載例>

金融支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	備考
〇〇〇〇事業	数値目標(2)-①	件数	3	0	3	(特筆すべき事項がある場合は記載)

認定を受けていない場合は「該当なし」と記載してください。

指定金融機関と企業との新規契約件数を記載してください。

○上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

- ・当該事業について、現地調査時に専門家委員から指摘事項があった場合、その内容と指摘事項に対する総合特区としての対応を記載してください。



<記載例>

<p>[指摘事項]</p> <p>〇〇を〇〇の場合にも適用可能とするに当たっては、〇〇に備えた〇〇の整備が必要ではないか。</p>	<p>[左記に対する取組状況]</p> <p>専門家委員の指摘を踏まえ、自治体独自の取組として〇〇を設置した。住民発意により〇〇が発足するなど、官民共同で〇〇の整備に取り組んで参りたい。</p>
---	---

別紙 4

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

○財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
税制支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
金融支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

※別紙 3 に準じて記載してください。

○規制緩和・強化等

<記載例>

規制緩和				
取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
〇〇の取得に係る〇〇要件の緩和	数値目標(1)-②	〇件(緩和要件による取得件数)	左記実績値以外にも、市内企業等から〇〇活用に向けた相談が〇〇件寄せられた。高いニーズがあることから今後も継続する予定。	〇〇市
規制強化				
取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
〇〇地域での〇〇の禁止	数値目標(2)-②	〇〇年度〇件⇒0件	〇〇条例を施行し、〇〇地域での〇〇は0件となった。〇〇年度以降、評価指標(2)の達成に寄与すると考えられる。	〇〇町
その他				
取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
〇〇の運用に係る市内事業者向け説明会開催	数値目標(1)-③	〇件(説明会により新たに参入した事業者)	国との協議で明らかとなった〇〇の運用は〇〇で代替できることについて、市内事業者に周知することで、〇〇に参入する事業者の増加につながったことから、〇〇年度も〇〇回の説明会を開催する予定。	〇〇市

○特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

○体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	〇〇県庁〇〇部内に総合特別区域推進課を設置
民間の取組等	〇〇組合が独自に〇〇研究会を定期的に開催し、特区での研究成果について具体的な事業化の方向性を検討

○上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

- ・当該事業について、現地調査時に専門家委員から指摘事項があった場合、その内容と指摘事項に対する総合特区としての対応を記載してください。

<記載例>

<p>[指摘事項]</p> <p>〇〇を〇〇の場合にも適用可能とするに当たっては、〇〇に備えた〇〇の整備が必要ではないか。</p>	<p>[左記に対する取組状況]</p> <p>専門家委員の指摘を踏まえ、指定地方公共団体独自の取組として〇〇を設置した。住民発意により〇〇が充足するなど、官民共同で〇〇の整備に取り組んで参りたい。</p>
---	--

**別添**

■（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績

※評価年度には認定計画書に記載した数値目標の実績値を把握できず、代替指標又は定性的評価を行った場合に、認定計画書に記載した数値目標に係る実績値が把握された年度の評価書に「（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」を添付してください。

[例] 平成 24 年度の実績値が、平成 25 年 8 月でなければ把握できず、平成 24 年度の評価書においては代替指標（定性的評価）による評価を行った場合、平成 25 年度の評価書に別添資料として添付する。

<記載例> ※上記の [例] で平成 25 年度の評価書に添付を行う場合

		当初 (〇〇年度)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
評価指標 (1)	数値目標(1)	目標値		60	70	80	90	100
		実績値	50	72				
	寄与度 (※) :30%	進捗度		120%				
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		〇〇〇…					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等		〇〇〇…					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		〇〇〇…					
	外部要因等特記事項		—					
代替指標による評価又は定性的評価との比較分析		〇〇〇…						

平成 25 年度に把握された平成 24 年度の実績値について記載してください。

代替指標や定性的評価による評価と、実際に把握された数値目標の進捗状況とが乖離する場合、その要因について比較分析を行ってください。

注 1) 各項目は別紙 1 の作成要領に準じて記載してください。

※「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」の活用について

代替指標による評価及び定性的評価は、認定計画書に記載した評価指標等に係る実績値が把握可能となるまでの間、各年度の評価において、総合特区の取組に係る進捗状況を把握するために、暫定的な評価として実施するものです。

総合特区の成果は、認定計画書に記載した評価指標等に基づき評価されるべきであることから、各年度の当該実績値が把握された時点で、報告していただくものです。

なお、上記報告により、評価・調査検討会が、代替指標による評価又は定性的評価に基づき行った各年度の評価に対して修正を行うことは適時性の観点からありませんが、代替指標による評価又は定性的評価に基づき行った各年度の評価結果と、後年度に把握された実績値の進捗状況とが著しく乖離する場合には、当該年度の目標設定の考え方の評価に反映するとともに、評価手法の見直しを求める場合があります。

## 【資料編】

(参考) 総合特別区域基本方針 (抜粋)

総合特別区域基本方針

平成 23 年 8 月 15 日閣議決定  
平成 24 年 7 月 27 日一部変更  
平成 25 年 3 月 19 日一部変更  
平成 25 年 6 月 25 日一部変更  
平成 25 年 8 月 30 日一部変更  
平成 26 年 3 月 28 日一部変更  
平成 26 年 12 月 27 日一部変更  
平成 27 年 8 月 28 日一部変更  
平成 28 年 4 月 1 日一部変更  
平成 28 年 12 月 2 日一部変更  
平成 30 年 4 月 1 日一部変更

総合特別区域（以下「総合特区」という。）において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、総合特別区域基本方針（以下「本方針」という。）を定める。

## 第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

### 5 総合特区の評価に関する基本的な事項

#### ① 評価の対象

総合特区については、総合特区の指定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。その際、以下の項目につき、総合的に評価を行うものとする。

- ア) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、指定地方公共団体の権限の範囲内における規制緩和及び独自のルールの設定、指定地方公共団体及び地域協議会等における体制の強化並びに民間独自の責任ある関与を示す取組等、地域における責任ある取組
- イ) 規制の特例措置、法第 14 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 37 条の 2 第 1 項第 1 号の特定事業（以下「構造改革特区法の特定事業」という。）に係る構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 章の規定による規制の特例措置（以下「構造改革特区の規制の特例措置」という。）及び税制・財政・金融上の支援措置の活用状況

ウ) 指定地方公共団体が策定した数値目標の達成状況

エ) その他総合特区の評価に資する事項

## ② 評価の時期

ア) 原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行うこととする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。

イ) ア) に該当しない総合特区のうち、指定から1年を経過している場合は、その年度末までの状況について、ア) に準じた評価を行うこととする。

## ③ 評価の方法

### ア) 実施主体

総合特区の評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に基づく事業を実施する者（以下「総合特区実施主体」という。）が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を評価書（②のイ）の準じた評価に係るものを含む。以下同じ。）として取りまとめることを基本とする。評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。指定地方公共団体は、6月を目途に評価書を内閣府へ提出するものとする。

### イ) 現地調査

当該総合特区における事業等の適切な進捗を図る観点から、必要に応じて評価・調査検討会委員等による現地調査を行うこととする。この場合において、当該現地調査を行った委員等は評価・調査検討会に調査内容を報告するとともに、総合特区実施主体に対しても当該調査内容を伝えることとする。

### ウ) 規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価

当該総合特区に係る規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に関する評価については、当該特例措置を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該特例措置を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）が総合特区の目標の達成及び政策課題の解決への寄与の観点から行うことを基本とする。ただし、複数の府省にまたがる場合については、各府省が行うものについて内閣府が協力する。規制所管府省は、当該評価書等に記載された規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置に係る効果について確認を行い、評価書に所見を記載するとともに、適用状況等を踏まえ、必要に応じ、当該特例措置に係る要件の見直し（拡充、是正又は廃止等）等を行うこととする。なお、構造改革特区の規制の特例措置に係る要件の見直し等については、別途、法第14条の2第4項又は第37条の2第4項の規定により適用される構造改革特別区域法第47条の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）に定めるところにより評価を行うものとする。

要件の見直し等（構造改革特区の規制の特例措置に係るものを除く。ただし、当該構造改革特区の規制の特例措置について、総合特区のみに適用される要件の見直しを行う場合にはこの

限りではない。)が必要とされた場合には、エ)の評価結果の公表とは別に、規制所管府省において指定地方公共団体に対する意見聴取の上、検討を行い、当該地方公共団体が取りまとめた評価書が提出された年の12月を目途に、当該検討結果及び対応方針について、本部へ報告し、速やかに公表するものとする。ただし、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、第五の1③に即し、本部にその旨を報告するものとする。

#### エ) 評価結果の公表

内閣府は、評価書(規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置を活用した事業を含む場合は、ウ)により規制所管府省の所見が記載されたもの)について、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において検討・評価を行った評価結果と併せて本部に報告し、速やかに公表するものとする。

### ④ 評価結果の反映

これらの評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業及び総合特区計画に適切に反映する。

また、規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置については、評価結果を踏まえ、内閣府及び関係府省において、適切な対応を行うものとする。

また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政上・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることに留意した対応を行う。

### ⑤ 認定の取消し及び指定の解除等に関する事項

#### i) 認定の取消し等に関する基本的な事項

##### ア) 内閣総理大臣による報告徴収

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対して、第二の5において得られた評価結果を踏まえ、総合特区の目標の達成及び政策課題の解決を的確に推進する観点から、法第15条第1項及び第38条第1項に基づき、総合特区における事業の実施状況について報告を求めることができる。

##### イ) 関係行政機関の長による報告徴収

関係行政機関の長は、法第15条第2項(第14条の2第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第38条第2項(第37条の2第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に基づき、認定地方公共団体に対して、総合特区計画に定められた特定総合特区事業及び構造改革特区法の特定事業の実施状況について報告を求めることができる。

##### ウ) 内閣総理大臣による措置の要求

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対して、総合特区の目標の達成及び政策課題の解決を推進する観点から、法第16条第1項及び第39条第1項に基づき、以下の事項に該当する場合は、事業の実施に係る方針の見直し、事業の実施体制の強化その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

a) ア)の報告徴収の結果、認定された総合特区計画が第四の1⑥に示す認定基準に適合しなく



なったおそれがあり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるとき。

- b) a) の場合のほか、認定された総合特区計画が第四の 1 ⑥に示す認定基準に適合しなくなったおそれがあり、又は適合しなくなるおそれがあると認めるとき。

エ) 関係行政機関の長による措置の要求

関係行政機関の長は、法第 16 条第 2 項（第 14 条の 2 第 5 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第 39 条第 2 項（第 37 条の 2 第 5 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づき、認定地方公共団体に対して、特定総合特区事業及び構造改革特区法の特定事業の実施に係る方針の見直し、実施体制の強化その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

オ) 内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する報告

ウ) 又はエ) により必要な措置を求められた認定地方公共団体（以下「要措置地方公共団体」という。）は、講じた措置の概要及び区域の変更又は総合特区計画の変更の案について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に、ウ) 又はエ) により措置を求められた日から 6 か月以内に報告しなければならない。

カ) 地方公共団体からの報告に対する審議等

内閣総理大臣は、要措置地方公共団体からの報告について、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において調査・検討を行った上、本部に報告するとともに、必要な場合、区域の変更又は総合特区計画の変更の手続きを進めるものとする。

キ) 総合特区調整費配分額の縮減等

カ) の審議等の結果、要措置地方公共団体におけるウ) に基づく必要な措置等の責任ある取組が不十分であると認めるときは、内閣府は関係府省との協議を経て、当該要措置地方公共団体への総合特区推進調整費の配分額を縮減し、又は停止することができるものとする。

ク) 総合特区計画の認定の取消し

カ) の審議等の結果、認定された総合特区計画が第四の 1 ⑥に示す認定基準に適合しなくなったと認められるときは、要措置地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、法第 17 条第 1 項又は第 40 条第 1 項に基づき、本部の意見を徴した上で、かつ関係行政機関の長から意見の申出があった場合は当該意見を踏まえ、内閣総理大臣が総合特区計画の認定を取り消すことができるものとする。

ii) 指定の解除等に関する基本的な事項

ア) 指定の解除等の手続

内閣総理大臣は、第二の 5 において得られた評価結果を踏まえ、指定地方公共団体の指定区域の全部又は一部が第三の 2 に示す指定基準に適合しなくなったと認めるときは、法第 8 条第 10 項又は第 31 条第 10 項に基づき、指定地方公共団体の意見を聴取し、評価・調査検討会におけ



る調査・検討を経て本部の意見を徴した上で、その指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

イ) 総合特区の指定解除等の基準

ア) の場合において、以下の基準に該当するときは、当該総合特区における状況を総合的に勘案の上、指定の解除等を行うことができるものとする。

- a) 各年度における数値目標の達成状況及び当該状況を踏まえた今後の取組に係る検討状況から、当該総合特区における政策課題の解決、目標の達成が困難であると認めるとき。
- b) 規制の特例措置、構造改革特区の規制の特例措置又は税制・財政・金融上の支援措置の活用が適切に行われていないと認めるとき。
- c) 目標の達成に向けた地域独自の支援措置、独自ルールの設定、当該地方公共団体における体制の強化等、地域における責任ある取組が行われていないと認めるとき。
- d) 上記のほか、当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業の実施が困難であり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与する見込みがないと認めるとき。